鹿屋市子ども医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令　和　8　年　9　月　30　日

鹿屋市長　　郷　原　　拓　男

鹿屋市規則第　84　号

令　和　8　年　9　月　30　日　　決　裁

鹿屋市子ども医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鹿屋市子ども医療費助成に関する条例施行規則（平成18年鹿屋市規則第91号）の一部を次のように改正する。

別記第１号様式中「社会保険診療報酬支払基金鹿児島支部」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構鹿児島審査委員会事務局」に改める。

附　則

１　この規則は、令和８年10月１日に施行し、同日以後の診療に係る医療費分から適用する。

２　この規則の施行の際、現に存する様式は、当分の間、必要な修正をしてこれを使用することができる。